

かいじ号

緊急情報



松下電器産業(株)の石油温風暖房機で事故!



松下電器産業(株)製の温風暖房機から漏洩した一酸化炭素による中毒事故が昨年4件発生しました。(うち2名死亡)これらの事故は、給気用エアホースに入った亀裂から一酸化炭素が漏れだしたために起こった可能性が高いと見られています。さらに、既に点検・修理済みの該当製品においても、12月2日に同様の事故が発生しています。

該当製品の使用を中止してください!

該当製品は背面に給排気筒があるタイプです。確認してください。

該当製品

製品名	FF式石油温風機	FF式石油温風機	石油フラットラジアントヒーター
製造年月	昭和60年10月～平成3年4月 (1985年10月～1991年4月)	平成3年4月～平成4年1月 (1991年4月～1992年1月)	平成元年8月～平成3年4月 (1989年8月～1991年4月)
品番	OK-2525 OK-3526 OK-4020 OK-2526 OK-3527 OK-4030 OK-2535 OK-3535 OK-2526HA OK-2536 OK-3536 OK-3527HA OK-3525 OK-3537 OK-4020HA	OK-302B OK-303B OK-402B OK-403B	OK-R500F OK-R800AC OK-R501F OK-V501F OK-U501AF OK-R800C

※一度点検修理を行っていても、同様の事故が起こる可能性があります。事業者による再度の点検が行われていますので、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 松下電器産業(株)
フリーダイヤル(無料) 0120-872-773 <http://panasonic.co.jp/>

新成人の皆様へ

- ・契約に不慣れな20歳
- ・成人として自己責任を問われる20歳

悪質業者がねらっています



20歳になると、法律的に保護されていた未成年の時とは違います。自分の行動に責任が伴うようになります。

若者から寄せられる相談の中で、最近ではエステに関する相談事例が増えています。

- 事例1** 街でアンケートに答えたら、無料のエステ体験をしてくれるとのことで事務所に連れて行かれた。長時間強引に勧誘され契約することになってしまったが、解約したい。
- 事例2** 痩身エステを契約したところ脱毛もしつこく勧められ、クリームなどを次々買うことになってしまい高額で支払いが困難、解約したい。
- 事例3** 勧められレーザー脱毛を受けたが、施術後激しく傷み、水ぶくれが出来た。残金を返してほしい。

困ったときは、一人で悩まず、まず相談

山梨県消費生活センター TEL 055-235-8455 (相談受付 平日9時～16時まで)

山梨県消費生活センター地方相談室 TEL 0555-24-9030 (相談受付 平日9時～16時まで)





ご存じですか？ お米の表示



包装されたお米には、JAS法に基づく「玄米及び精米品質表示基準」に従って、全ての販売者に表示例のように記載することが義務付けられています。お米を購入する時は、情報がいっぱい詰まった「一括表示欄」を必ず確認するようにしましょう。

表示例

単一銘柄米

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料 玄米	〇〇県 △年産	□□ヒカリ 100%		
内容量	5kg			
精米年月日	17. 12. 9			
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1-1 電話××× (××) ××××			

ブレンド米

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料 玄米	複数原料米 国内産 100%			
	〇〇県	□□ヒカリ	△年産	60%
	〇〇県	□□コマチ	△年産	30%
	未検査米			10%
内容量	5kg			
精米年月日	17. 12. 9			
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1-1 電話××× (××) ××××			

農林水産省の調査によると、不適正表示の商品の占める割合は、平成15年度で4.5%、平成16年度で2.2%となっており、その内訳としては、必要項目の欠落の他、表示と異なる品種の混入もありました。お米を買うときは、信頼のおけるお店で購入しましょう。



新米って？



生産年の12月31日までに容器に入れられ、又は包装された玄米や、生産年の12月31日までに精白され、容器に入れられ又は包装された精米です。

上手なお米の見分け方

表示されていない品質を見るには、次の点が参考になります。お米を主食にしたバランスのよい食事が見直されている昨今、お米を上手に選んでおいしく食べましょう。



- ・石などの異物の混入がないか
- ・粒の大きさが揃っているか
- ・砕米がないか
- ・米に光沢があるか

食の安全・安心を考えるフォーラムに参加しましょう。

食品の安全性とはどのようなことなのでしょうか。現在、日本では「リスク分析」の手法を用い、食品の安全性の確保に取り組んでいます。ここでのリスクとは、食品を摂ることにより生じる不都合の頻度やその被害の深刻さの程度などのことです。そのリスクを科学的に評価（リスク評価）して、その評価の結果に基づいて、食品の安全性のための基準設定や規制などの行政的な対応（リスク管理）を行い、また、リスクについて消費者、生産・流通事業者などの関係者相互間で情報及び意見交換（リスクコミュニケーション）を行うことにより、食品の安全性を確保しようとしています。

当日は、食品のリスクについて科学的な評価を行っている内閣府食品安全委員会の委員を務める小泉直子氏を講師に、食品の安全性確保のための仕組みや、実際の食品の評価についての講演を行います。また、パネルディスカッションでは、安全な食品を提供するための取り組みについて、農薬や食品添加物の適正使用を事例とし、県内の農業生産者や食品関連事業者、消費者による討議を行います。多くのご参加をお待ちしております。

日時 2月21日（火）午後1時30分～午後4時30分
場所 山梨県立文学館
内容 基調講演「食品の安全性とは？」講師：内閣府食品安全委員会 委員 小泉直子氏
パネルディスカッション「安全な食品を提供するために
～ 農薬、食品添加物などの適正使用～」

その他 参加無料、申込み不要
問合せ先 山梨県食品安全推進室 電話 055-223-1588 FAX 055-223-1587

化学ベース

リスク評価

内閣府 食品安全委員会

食品を摂取することによって、その中の特定の物質や病原菌などが人の健康に及ぼす影響について、化学的に評価する。

例：農薬の安全性評価
一日摂取許容量（〇〇mg/kg体重/日）の設定など

リスク分析の手法

政策ベース

リスク管理

厚生労働省、農林水産省など

リスク評価の結果に基づいて、国民の食生活などの状況を考慮し、基準の設定や規制などの行政的な対応を行う。

例：農薬の残留基準の設定
野菜の残留基準（〇〇mg/kg以下）など

リスクコミュニケーション

リスクについて消費者、生産・流通事業者などの関係者相互間で情報及び意見を交換する。

【一日摂取許容量 (ADI)】

ある物質について、人が生涯にわたり毎日摂取し続けたとしても、健康上の問題が生じないとされる一日当たりの摂取量で、体重1kg当たり物質質量で示されます。この値はさまざまな動物実験の結果をもとに求められており、食品添加物、農薬などの摂取の許容値として使用されています。

食品安全110番をご存じですか

「食品安全110番」では、皆さんからの食品の表示や安全に関する相談や情報を受け付けていますので、お気軽にお電話ください。

受付時間 午前8時30分～午後5時
(土日、祝祭日、年末年始を除く毎日)

相談電話番号 055-223-1638



平成18年度 山梨県消費生活相談員募集 30名(公募分)

地域における消費者の相談窓口となり、消費者トラブルを未然に防止するための普及啓発等を行っていただくため、県消費生活相談員を募集します。消費者行政に関心のある方はお気軽にご応募ください。

- 応募資格** 県内在住で満20歳以上の方
- 活動内容** 地域における相談対応、普及啓発、活動報告書の提出及び研修会(年2回)への出席
- 応募方法** 応募用紙に住所、氏名(ふりがな)、電話番号、県消費生活相談員・各種モニター経験の有無、応募理由等を記載し郵送にて応募
※応募用紙は、県民生活課、消費生活センター、各地域振興局、県民情報プラザにあります。県のホームページからもダウンロードできます。 <http://www.pref.yamanashi.jp>
- 募集期間** 平成18年1月20日(金)～2月20日(月)まで(当日消印有効)
- 謝礼等** 年額上限6,000円
- 選考通知** 相談員をお願いする方には、3月末までに応募者本人に通知します。採用されなかった方には通知いたしません。ご了承ください。
- 応募先・問い合わせ先** 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県県民生活課
TEL 055-223-1352 FAX 055-223-1354

平成18年度 総務省電気通信サービスモニター募集 150名(1都7県で)

総務省関東総合通信局では誰でも安心・快適に利用することができる電気通信サービスの実現をめざし、サービスを利用されている方からのご意見、ご要望を幅広くお聞かせいただき、今後の情報通信行政に反映させるために、山梨県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県の方から、電気通信サービスモニターを募集します。

- 応募資格** 電話・インターネット等の電気通信サービスに関心のある満20歳以上の方(総務省及び電気通信事業関連企業に勤務経験のある方並びにその家族を除く)で、上記1都7県にお住まいの方
- 活動内容** 電気通信サービスに関係するアンケート調査への回答(年2回)及び電気通信サービスモニター会議への出席
- 応募方法** 郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、e-mailアドレス(お持ちの方)、年齢、性別、職業、応募動機をはがき又は封書にて郵送
- 募集期間** 平成18年1月16日(月)～2月20日(月)まで(当日消印有効)
- 謝礼等** アンケート調査への協力及びモニター会議に出席いただいた方には謝礼を予定
- 選考通知** モニターをお願いする方には、3月末までに通知します。採用されなかった方には通知いたしません。ご了承ください。
- 応募先・問い合わせ先** 〒100-8795 東京都千代田区丸の内1-6-1総務省関東総合通信局電気通信事業課 電気通信サービスモニター応募係 TEL 03-5220-5406 <http://www.kanto-bt.go.jp/>

平成18年度 公正取引委員会「消費者モニター」「電子商取引調査員」募集

消費者の立場から公正取引委員会の仕事に協力していただく20歳以上の方を募集しています。公正取引委員会が行う仕事や消費者行政に関心のある方はお気軽にご応募ください。

- 応募締切** 平成18年2月15日(水)(当日消印有効)
詳しくは公正取引委員会 消費者取引課 まで TEL 03-3581-1754 <http://www.jftc.go.jp>

● ● ● 全国キャラバン金融講座(甲府開催)のお知らせ 無料 ● ● ●

- テーマ** 金融トラブルに学ぶ ―自立と新しい時代の生活設計―
- 日時** 平成18年3月11日(土) 午後3時～5時
- 会場** 山梨県立文学館(講堂)
- 講師** 丹野美絵子氏(消費生活専門相談員)、白石真澄氏(東洋大学経済学部助教授)
- 定員** 250名(先着順)
- 申し込み方法** インターネット、FAX、ハガキ(氏名、性別、年齢、職業、住所、電話番号、開催日等記入の上)
- 申し込み・問合せ先** 「全国キャラバン金融講座」事務局 〒107-0052 東京都港区赤坂6-5-28
TEL 03-3585-9931 FAX 03-3585-9932 <http://www.caravan2005.net/>
または、山梨県金融広報委員会 TEL 055-227-2419 FAX 055-220-1073